

平和不動産リート投資法人
第 20 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
2025 年 8 月 29 日開催

1. 決議事項の内容

第 1 号議案： 規約一部変更の件

第 2 号議案： 執行役員 1 名選任の件

第 3 号議案： 補欠執行役員 1 名選任の件

第 4 号議案： 監督役員 2 名選任の件

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数(個)	反対数(個)	賛成割合(%)	決議結果
第 1 号議案		1, 194, 495	427	99. 96	可決
第 2 号議案		1, 192, 449	2, 473	99. 79	可決
第 3 号議案		944, 910	250, 014	79. 08	可決
第 4 号議案	片山 典之	1, 193, 967	955	99. 92	可決
	大和田 寛行	1, 193, 913	1, 009	99. 91	可決

（注 1）本投資主総会における行使可能議決権総数は 1, 194, 933 個になります。

なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数で除した数値の小数第 3 位を四捨五入して記載しています。

（注 2）第 1 号議案は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決としています。

（注 3）第 2 号議案、第 3 号議案及び第 4 号議案は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない投資主の議決権数の取扱いについて
本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない投資主の議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、本投資法人の規約第 14 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
3. 前 2 項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて、この投資法人がこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から 2 週間以内に、総発行済投資口の 100 分の 1 以上の投資口を 6 ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨をこの投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、この投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、（ii）以下の各事項に関する議案について、この投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくはこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しないものとします。
 - （1）執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - （2）投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約
 - （3）解散
 - （4）投資口の併合
 - （5）執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

以 上